

第二十二回国会
衆議院

商工委員会議録第二十七号

昭和三十年六月十七日(金曜日)
午前十一時二十五分開議

出席委員

委員長 田中 角榮君
理事首藤 新八君 理事山手 満男君
理事前田 正男君 理事永井勝次郎君
理事中崎 敏君

同日

阿左美廣治君 秋田 大助君
大倉 三郎君 小笠 公昭君
菅野和太郎君 笹本 一雄君
鈴木周次郎君 野田 武夫君
洲上房太郎君 加藤 精三君
鹿野 彦吉君 神田 博君
小平 久雄君 堀川 恭平君
南 好雄君 村上 勇君
片島 港君 櫻井 奎夫君
田中 武夫君 帆足 計君
伊藤卯四郎君 菊地養之輔君
佐々木良作君

同日

出席國務大臣 石橋 湛山君
通商産業大臣 根本龍太郎君
出席政府委員 横田 正俊君
公正取引委員会委員長 岩武 照彦君
通商産業事務官(大臣官房長) 記内 角一君
通商産業事務官(中小企業庁長官) 秋山 武夫君
通商産業事務官(興部長) 秋山 武夫君

同日

委員外の出席者 議員 春日 一幸君
専門員 谷崎 明君
専門員 越田 清七君
専門員 円地与四松君

同日

重油ボイラー設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案中クリーニング業の適用除外に関する陳情書(東京都中央区銀座西八丁目全国クリーニング協同組合連合会長赤羽長一郎外二十一名(第二七三三号))を本委員会に送付された。

同日

本日の会議に付した案件
連合審査会開会申し入れに関する件
過度経済力集中排除法等を廃止する法律案(内閣提出第四二二号)(参議院送付)
中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)
百貨店法案(春日一幸君外十三名提出、衆法第一八号)

同日

この際、連合審査会開会申し入れの件についてお諮りをいたします。ただいま外務委員会において審査中の、農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めの件について、外務委員会に連合審査会開会の申し入れをいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○田中委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

同日

百貨店法案(春日一幸君外十三名提出、衆法第一八号)
この際、連合審査会開会を願います。
○田中委員長 これより会議を開きます。

同日

この際、連合審査会開会を願います。
○田中委員長 これより会議を開きます。

同日

○田中委員長 昨日本委員会に付託になりました百貨店法案を議題となし、審議に入ります。提案者よりその趣旨の説明を聴取いたします。春日一幸君。

同日

第一條 この法律は、百貨店の事業活動を規制することにより、その活動が一般消費者、一般小売業者及び卸売業者の公正な利益を阻害することを防止することを目的とする。
(定義)
第二條 この法律において「百貨店業」とは、次の各号の一に該当する売場面積を有する同一の店舗において衣食住に関する種類の商品の小売をする事業をいい「百貨店業者」とは、百貨店業を営む者をいう。

同日

一 都(特別区)の存する区域に限る。及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十五條第二項の市の区域内にあっては三千平方メートル以上
二 前号の市以外の市及び町村の区域内にあっては千五百平方メートル以上
(営業の許可)
第三條 百貨店業を営もうとする者は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。
(支店設置等の許可)
第四條 百貨店業者は、次の各号の一に該当する場合には、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、通商産業大臣の許可を受けなければならない。
一 支店、出張所その他の店舗又は配給所を設置しようとするとき。
二 本店、支店、出張所その他の店舗の売場面積を拡張しようとするとき。
三 店舗以外の場所において小売をしようとするとき。
四 営業日数及営業時間を変更しようとするとき。
(特定の営業方法の許可)
第五條 百貨店業者は、次に掲げる営業方法を採用しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

同日

- 一 中小企業に不当に影響を与えるがごとき月賦販売
- 二 積立金組織による予約販売
- 三 特定顧客に対する限定展示即売行為
- 四 生産者の即売行為のために売場を提供する行為
- 2 通商産業大臣は、前項の許可をした後において、同項各号に掲げる営業方法が一般小売業者に対し著しく悪影響を及ぼすと認めるときは、これを中止し、又は変更すべきことを命ずることができる。
- 3 百貨店業者は、第一項各号に掲げる営業方法に関し、同項の規定により通商産業大臣の許可を受けた内容に該当しない行為をしてはならない。

- 3 百貨店業者は、第一項各項に掲げる事項に関し、同項の規定により通商産業大臣の許可を受けた契約条項に該当しない行為をしてはならない。
- (店舗に関する制限)
- 第七條 国、地方公共団体及び公共企業体(日本国有鉄道、日本専売公社及び日本電信電話公社をいふ。以下同じ)は、百貨店業者に対し、その所有する施設を店舗として使用させてはならない。
- (審議会)
- 第八條 この法律の施行に関する重要事項を調査審議させるため、通商産業省に百貨店審議会を、通商産業局に地方百貨店審議会(以下審議会)と総称する)を置く。
- 2 審議会は、会長一人及び委員九人以内で組織する。
- 3 会長及び委員は、商業に関する学識経験のある者及び一般消費者のうちから、通商産業大臣又は通商産業局長が任命する。
- 4 前各号に定めるもののほか、審議会の事務をつかさどる機関、審議会の組織、議事及び運営その他審議会に関し必要な事項は、政令で定める。
- (審議会への諮問)
- 第九條 通商産業大臣は、この法律の規定による許可又は命令をしようとするときは、審議会は諮問しなければならない。
- (公正取引委員会の同意)
- 第十條 通商産業大臣(第十三條の規定により通商産業局長が通商産業大臣の権限を行う場合においてはその通商産業局長)は、この法

- 律の規定による許可又は命令をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会の同意を得なければならない。
- (私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)
- 第十一條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、百貨店業者がこの法律の規定により許可を受けた営業方法又は一般的な契約条項に基き行う行為には、適用しない。
- (報告及び検査)
- 第十二條 通商産業大臣は、この法律に規定する権限を実施するため必要な限度において、百貨店業者若しくはその団体から必要な報告を徴し、又はその職員をしてその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況、帳簿書類、設備若しくは商品の検査をさせることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- (権限の委任)
- 第十三條 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長に行わせることができる。
- (罰則)
- 第十四條 第三條の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 第十五條 次の各号の一に該当する

- 者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第五條第二項又は第六條第二項の命令に違反した者
- 二 第五條第三項又は第六條第三項の規定に違反した者
- 第十六條 第四條、第五條第一項又は第六條第一項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。
- 第十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十四條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の刑を科する。
- 附則
- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
- 2 この法律施行の際現に第二條の規定に該当する事業を営んでいる者は、第三條の規定による許可を受けたものとみなす。
- 3 前項の規定により許可を受けたものとみなされた者がこの法律施行の際現に設置し、若しくは工事に着手している第四條第一号に掲げる支店、出張所その他の店舗又は配給所については、同條の規定による許可を受けたものとみなす。
- 4 附則第二項の規定により許可を受けたものとみなされた者が、この法律施行の際現に工事に着手している第四條第二号に掲げる本店、支店、出張所その他の店舗の売場面積の拡張については、同條の規定による許可を受けたものと

- みなす。
- 5 附則第二項の規定により許可を受けたものとみなされた者であつてこの法律施行の際現に第四條第三号の規定に係る業務を行っているものは、この法律施行の日から六月間を限り、同條の規定にかかわらず、その業務を行うことができる。
- 6 この法律施行の際現に国、地方公共団体又は公共企業体がその所有する施設を百貨店業者に店舗として使用させている場合においては、その使用については、第七條の規定は適用しない。
- 7 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。
- 第九條中第三号の二の次に次の一号を加える。
- 三の三 百貨店の事業活動が一般消費者、一般小売業者及び卸売業者の公正な利益を阻害することを防止することを目的とするその活動の規制に関すること。

産業合理 化審議会	産業合理化に関する重要事項を調査審議すること。
産業合理 化審議会	産業合理化に関する重要事項を調査審議すること。
百貨店審 議会	百貨店の事業活動の規制に関する重要事項を調査審議すること。

に改める。

第三十條の次に次の一條を加える。

第三十條の二 通商産業局に、附属機関として地方百貨店審議會を置く。

2 地方百貨店審議會については、百貨店法(昭和二十年法律第七号)の定めるところによる。

○春日一幸君 それではお許しを得まして、ただいま議題となりました百貨店法案の提案理由の説明をいたします。

現在の百貨店問題は、単に大規模小売業者たる百貨店対中小規模小売業者との問題であるだけではなく、卸売業者及び広く一般消費者にも関係の深い問題となり、経済的影響のみならず、社会的影響も深く大きくなっているのであります。

戦前、旧百貨店法が制定された當時の百貨店経営は、主として高級購買力を対象としていたのでありますが、戦後は一般中小企業と同じ広範囲な大衆購買力を対象とするに至ったのであります。また売り場面積についても見まするに、戦前の最高であった昭和十六年の百二十五万三千平方メートルに對しまして、昨年四月現在には百三十九万三千平方メートルに増加をいたしました。約一〇%の拡張になっておりますが、引き続きさらに主要大百貨店は拡張工事を続けておるような現状であります。また百貨店の経営実態について見まするに、公正取引委員會が、百貨店の不正取引について特殊指定の告示を実施しておる現状を見ても明らかに通じ、販売行為においても仕入れ行為においても、独占禁止法の規定にそ

むく営業行為が多くなりつつあるのがあります。この原因は、限られたる国内購買力に對しまして、百貨店が中小規模小売業者の従来の購買力分野にまで進出をしたためであるのであります。また現在の不況下において百貨店相互間の競争がますます激烈になってきたためであるのであります。このように、今日のいわゆる百貨店問題の原因は、深くわが国の経済事情に根ざしておるのでありますから、百貨店自体の一時的な自粛行為や、一部中小企業者と百貨店業者との間の話し合いなどで決せられるものではないのであります。むしろこの際公正取引委員會の百貨店に對する特殊指定を主体といたしまして、単独立法を制定して、百貨店の営業行為について広く規定することによりまして、百貨店の営業行為の範囲並びに基準を明らかにし、無用なる経済秩序の混乱や社会的悪影響を防止する必要があるものであります。これが新しく百貨店法の制定を必要とする理由であります。

何とぞ本案を慎重御審議賜りまして、御賛成あらんことをお願い申し上げます。提案理由の御説明を終ります。

○田中委員長 本案に對する質疑は次會に行うことといたします。

○田中委員長 さきに本委員會に付託になりました過度経済力集中排除法等を廃止する法律案を議題とし、審議に入ります。政府側よりその趣旨の説明を求めます。内閣官房長官根本電太郎君。

過度経済力集中排除法等を廃止する法律案

この法律は、公布の日から施行する。

一 過度経済力集中排除法(昭和二十二年法律第二百七号)

二 過度経済力集中排除法の施行に伴う企業再建整備法の特例等に関する法律(昭和二十二年法律第二百八号)

三 過度経済力集中排除法第二十六条の規定による持株会社整理委員會の職權等の公正取引委員會への移管に関する法律(昭和二十四年法律第七十八号)

する法律は、公正取引委員會への職權等の移管を規定したもので、昭和二十四年五月から公布実施されたものであります。集中排除法の規定によって持株会社整理委員會が過度の経済力の集中として昭和二十三年二月に指定したものは三百二十五会社でありましたがそのうち二百九十七会社については指定を取り消しましたので、企業再建整備の指令を受けることになったものは、實際には日本発送電株式会社、日本製鉄株式会社等の二十八会社であつたのであります。これらの二十八会社については、持株会社整理委員會當時のものを含め、昭和二十四年度中に四会社、昭和二十五年度中に五会社、昭和二十六年度中に六会社、昭和二十七年年度中に一会社、昭和二十八年年度中に九会社、昭和二十九年年度中に三会社の手続を完結し、昭和二十九年十一月をもって一切の事務を終了いたしました。よつてこれらの法律は必要がなくなりまして、本法案を提出した次第であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○田中委員長 本案に對する質疑は次會に行うことといたします。

○田中委員長 次に日程に入り、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案を議題といたし、本案を討論に付します。討論の通告がありませんので、討論は終局いたしました。ただいま田中武夫君外十二名より、本案に對する修正案が提出されております。この際提出者の趣旨弁明を求めます。田中武夫君。

○田中(武)委員 私は、ただいま議題

となりまして中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案について、日本社会党を代表いたしまして、一部修正案を提出いたします。

まず修正案を朗讀いたします。

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案に對する修正案

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案の一部を修正する。

第三十五條に三項を加える改正規定を削る。

第八十二條の八中「第十一項」を「第八項」に改める。

次に提案の趣旨を簡単に申し上げます。本案は、中小企業等協同組合法第三十五條に、九、十、十一、の三項を加えることにより、組合役員の選挙方法を従来の無記名投票による方法のほかに指名推薦の方法をもとめることができるように改正しようとするものであります。安易な方法による特例が設けられた場合は、特例が特例でなく、その安易な方法が原則かのように運営せられた場合が、過去にあまりにも多かつたことをわれわれは忘れてはならないのであります。すべて多数人によつて構成せられる法人や、組織の代表者や執行機関は、その構成員全員のも民主的であり、かつ最も正しい方法であることは言うまでもないのであります。ことに協同組合主義なるものの発祥は、元來その倫理的根柢は、個人の尊厳と平等とに出発しており、すべての派生的思想はこの考え方の上に立っているといわなければならぬ。その意味において推薦形式なる、かっ

この日、なほかかる民主的立法の中に介在させようとするものは、時代錯誤もはなはだしく、まさに世紀のナンセンスであつて、時代逆行性の尤たるものであり、現内閣の本質を暴露したものとわねばならない。そうでなくとも、本来この種の組合が、一部有力者の私利私欲追求の私党的色彩に陥つた例は、過去においてまたわが国のすみずみにおいて、もろもろの業種において、あまりにも多くわれわれは散見してきたのであります。

いづれにせよ個人の尊厳を忘却し、個人の自由意思を抹殺し、選択の自由と義務と、権利の止揚は、本来の協同組合主義の精神を没却するものはなほだしいものであつて、近代官僚及び現内閣の感覚倒錯であると申すのはかばかりません。

私は本案提出の趣旨を理解するに苦しむものであります。政府は施行後の経験にかんがみと申されているが、無記名投票による方法が、過去において正当な組合運営を、また組合の発展を阻害した実例があつたのか、私はいまだかつて無記名投票による役員選出の方法が不合理な結果をもたらしたといふことを聞いたことはありません。よろしく協同組合主義本来の精神にのっとり、自主的民主的に、自由にかつ

明朗な方法のみにより組合役員が選出せられ、その役員のもとに、組合員の組合員による組合のための協同組合業務の運営がなされるよう、賢明なる委員各位が本修正案に御賛同を賜るようお願ひいたしました。修正案提出の趣旨弁明を終わります。

○田中委員長 ただいま田中武夫君外

昭和三十年六月二十一日印刷

十二名より提出された修正案に対して質疑がありますれば許します。——質疑がないようでありますから、質疑を終了いたします。

まず田中武夫君外十二名提出にかかると修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○田中委員長 起立少数。よつて本修正案は否決せられました。引き続き原案について採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○田中委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

ただいま委員長の手元に、佐々木良作君外民、自、両社三十九名より、本案について附帯決議案が提出されております。この際提出者の趣旨弁明を許します。佐々木良作君。

○佐々木(良)委員 ただいま議決された中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議を次のように定められんことと動議を提出いたします。

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案
一、中小企業等協同組合中央会及び都道府県中小企業等協同組合中央会の役員等については、従前の経緯に鑑み、真に中小企業の振興の為に挺身して熱情を傾ける者を配意すること。

二、中小企業等協同組合の全国中央会及び都道府県中央会に対する補助金年間三千万円程度を、早急の

機会において、予算支出するようその実現を期すること。

三、本改正案は原案に比し官僚支配の傾向を強めるものである。本法の実施に當つては其の弊に隨する事なきよう充分戒意すべきは勿論、可及的速かに協同組合本来の民主的運営を確立するよう積極的施策を尽すべきである。

右決議する
以上三項であります。趣旨が今の内容その通りでありますので、特に趣旨の説明を必要としないだらうと思ひますので、委員長において適当におはからい願ひしたいと思います。

○田中委員長 佐々木良作君外三十九名提出の附帯決議案について採決いたします。

本案にただいま提出の附帯決議を付することに御異議ありませんか。

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつて本案は附帯決議を付することに決しました。

この際お諮りをいたします。本案に対する委員会報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

○田中委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

次会は公報をもつてお知らせすることにして、本日はこれをもつて散会いたします。

午前十一時四十一分散会

〔参照〕
中小企業等協同組合法の一部を改正

する法律案(内閣提出)に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和三十年六月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局